

平成31年分（令和元年分） 消費税確定申告（経理、記帳）相談会

令和元年10月より軽減税率制度が施行されました。昨年の取引においては旧税率（8%）と新税率（10%）の消費税が混在します。取引発生時期を確認し、税率区分の記載を帳簿にしてください。また、飲食物品等については、10月以降も軽減税率（8%）が適用されるため、区分けをお願いします。ご不明な方は契約書・請求書・領収書等をご持参ください。

*原則 平成31年1月～令和元年9月30日→8% 令和元年10月1日以降→10%

平成29年分の売上（課税売上）＝基準期間の売上が1,000万円超の事業者の方は、平成31年（令和元年分）（課税期間）の収支決算に基づいて消費税確定申告が必要となります。あきる野商工会では所得税の確定申告終了後、下記のとおり消費税確定申告（経理、記帳）相談会を開催いたしますので、該当される方は、ご来会くださいますようお願い申し上げます。

記

開催場所	あきる野商工会 本所 あきる野ルピア3階	あきる野市役所 五日市出張所 2階 第3研修室
開催日	令和2年3月18日（水） 令和2年3月19日（木）	令和2年3月19日（木）
所在地	秋川1-8 （あきる野ルピア3階）	五日市411 （あきる野市役所 五日市出張所内）

●開催時間 各日とも10～12時・13～16時（受付は、30分前まで）です。

ご注意

所得税の確定申告期間は3月16日（月）迄
消費税の確定申告期間は3月31日（火）迄ですのでご注意ください。

◎ご来会される際、次の資料等をご用意してください。

- ①平成31年（令和元年分）所得税青色申告決算書又は収支内訳書（白色）
- ②平成31年（令和元年分）総勘定元帳（一般課税事業者）
- ③平成30年分消費税確定申告書の控（対象者）
- ④平成30年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書（白色）の控
- ⑤平成29年分消費税確定申告書の控（対象者）
- ⑥平成29年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書（白色）の控
- ⑦印鑑

税務署から届いた書類は全てご持参下さい。なお、本年より所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得税確定申告書、消費税確定申告書及び付表等は送られてこない代わりに税務署より『お知らせがき』または『お知らせ通知』が送られてきます。ご相談の際にはこちらを必ずご持参頂きますようお願い致します。尚、申告書等必要書類に関しましては、当会にてご用意しております。

お問合せは **あきる野商工会** 本 所 Tel 559-4511
五日市支所 Tel 596-2511

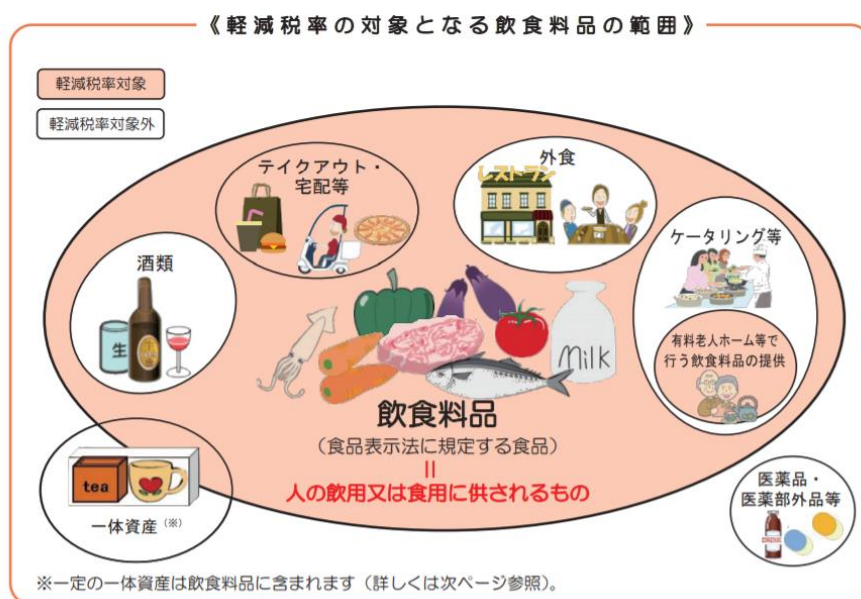
『昨年の10月より軽減税率制度が適用されています』

※軽減税率対象品目（飲食料品等） 8%

その他 10%

課税事業者の方に関しては、以下のご確認をお願い致します。

- 昨年の10月より軽減税率制度が施行されました。9月30日までの取引においては8%が適用されますが、10月以降の取引は軽減税率対象品目を除いて10%となります。その為、帳簿にはいずれかの税率を記載してください。本則課税により消費税を申告されている事業者は、課税取引（該当する売上、仕入、その他経費）にその旨を必ず記載してください。簡易課税により消費税を申告されている事業者は、売上の発生時期を確認した上で、帳簿にその旨を必ず記載してください。
- 10月以降の軽減税率品目（8%）についても、旧税率との区分が必要となります。したがって10月以降に発生する8%の取引についても、軽減税率対象品目であることを帳簿に記載してください。



- 契約の時期や内容等によっては、消費税率が引き上げられた10月を過ぎても、旧税率の8%にて取引することが可能な経過措置が設けられています。

該当項目がございましたら、必ず帳票にその旨の記載をしてください。

例：旅客運賃、工事の請負、リース契約等

ご不明点等ございましたら、あきる野商工会までご相談ください。

電話番号 本所：559-4511 支所：596-2511